

春日部市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年12月25日付け春日部市監査委員告示第11号で公表した令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき、春日部市教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、ここに公表する。

令和6年3月21日

春日部市監査委員 渡 邊 市 二

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 水 沼 日 出 夫

春教社発第1387号
令和6年 2月 8日

春日部市監査委員 渡 邊 市 二 様
香 田 寛 美 様
水 沼 日出夫 様

春日部市教育委員会
教育長 鎌 田 亨

令和5年度財政援助団体等監査の結果における措置状況について（通知）

標記の件につきまして、令和5年12月25日付け春監発第245号によりご報告のありました令和5年度財政援助団体等監査の結果報告の指摘事項について、別添のとおり措置を講じておりますので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

監査の結果に基づく措置

社会教育部所管

監査の結果	部名	課名	措置の状況
概算払いで交付している補助金の履行確認及び精算については、春日部市会計規則の規定に基づき行われたい。	社会教育部	社会教育課	履行確認及び精算処理について、関係部署及び交付団体と協議いたしました。 今後は春日部市会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。